

# 堺市 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件

令和6年2月版

## 目次

<u>1 共通事項</u> . . . . .	<u>P2</u>
<u>2 保育所及び地域型保育事業所における要件</u> . . . . .	<u>P4</u>
<u>3 幼稚園における要件</u> . . . . .	<u>P6</u>
<u>4 認定こども園における要件</u> . . . . .	<u>P9</u>
<u>5 研修修了要件の適用時期</u> . . . . .	<u>P12</u>
<u>6 研修実施主体に係る経過措置</u> . . . . .	<u>P13</u>
<u>7 他自治体における研修修了の証明の取扱い</u> . . . . .	<u>P13</u>
<u>8 幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、保育所又は地域型保育事業所に勤務することになった場合の取扱い</u> . . . . .	<u>P14</u>

## 1 共通事項

### (1) 対象となる研修の範囲

- ア 原則、平成27年度以降に受講した研修を対象とする。
- イ 下記3(3)③、4(3)③に定める「堺市就学前教育・保育施設研修会」については令和元年度以降に受講した研修を対象とする。
- ウ 幼稚園免許更新講習については平成21年度以降に受講した研修を対象とする。

年度	和暦年度	原則	例外1	例外2
		キャリアアップ研修等	堺市就学前教育・保育施設研修会	幼稚園免許更新講習
2009	平成21年度	×	×	対象
2010	平成22年度	×	×	対象
2011	平成23年度	×	×	対象
2012	平成24年度	×	×	対象
2013	平成25年度	×	×	対象
2014	平成26年度	×	×	対象
2015	平成27年度	対象	×	対象
2016	平成28年度	対象	×	対象
2017	平成29年度	対象	×	対象
2018	平成30年度	対象	×	対象
2019	令和元年度	対象	対象	対象
2020	令和2年度	対象	対象	対象
2021	令和3年度	対象	対象	対象
2022	令和4年度	対象	対象	対象
2023以降	令和5年度以降	対象	対象	-

### (2) 研修が必要となる職員

副主任保育士、副主幹保育教諭、中核リーダー、専門リーダー及び職務分野別リーダー、若手リーダーとして発令し、処遇改善等加算Ⅱの賃金改善を受ける職員。

(注1) 4万円未満の配分を受ける職員も対象。

(注2) 副園長、教頭、主幹教諭、指導保育教諭及び主任保育士については、4万円未満の配分を受けることができるが、研修要件は不要。(相当程度の経験及び研修の受講歴を有している前提のもとで任命されているため。)

なお、各役職については、次ページのイメージ図を参考とすること。

## 幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

### 研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

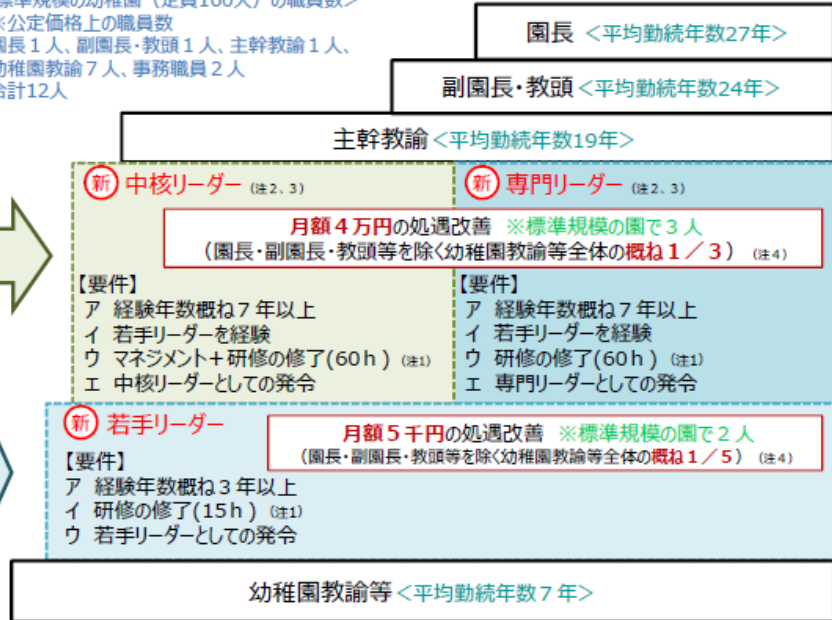
<標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数>  
※公定価格上の職員数  
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
幼稚園教諭7人、事務職員2人  
合計12人

### ○既存の研修をキャリアアップのために受講

【算入可能な研修について】  
以下の主体が実施する、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修

- 都道府県・市町村(教育委員会を含む)
- 大学等(大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等)
- 幼稚園関係団体・認定こども園団体のうち都道府県が適当と認める者(申請のための統一様式あり)
- その他都道府県が適当と認める者(申請のための統一様式あり)
- 園内における研修を企画・実施する幼稚園・認定こども園(申請のための統一様式あり)

※加算認定自治体による、個別の研修の各コマの内容の確認は不要



## 保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

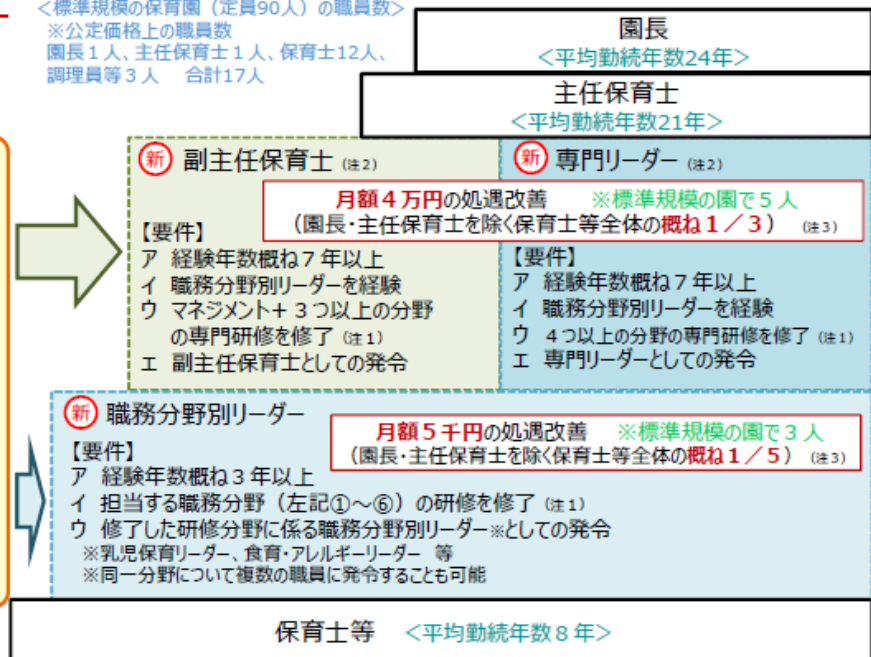
### 研修による技能の習得により、 キャリアアップができる仕組み を構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>  
※公定価格上の職員数  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、  
調理員等3人 合計17人

### キャリアアップ研修の創設 (H29)

- 【専門研修】
- ①乳児保育 ②幼児教育
  - ③障害児保育 ④食育・アレルギー
  - ⑤保健衛生・安全対策
  - ⑥保護者支援・子育て支援
- 【マネジメント研修】
- 【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効



## 2 保育所及び地域型保育事業所における要件

### (1) 研修実施主体

実施主体は以下の者とする。※他の実施主体が行う研修は認められない。

ア 都道府県

イ 「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付雇児保発0401第1号）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の6による指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）

### (2) 対象者及び修了すべき研修分野

職位・役職ごとに、下表に定めるキャリアアップ研修を修了すること。

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修 6分野のうち、 3以上の研修分野を修了	専門分野別研修 6分野のうち、 4以上の研修分野	専門分野別研修 6分野のうち、 担当する職務分野を含む1以上の研修分野
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須	※	※
保育実践		※	※	※

※令和元年度までに修了した研修のみ、専門分野別研修の一つとしてみなすことができる。（1分野として算定可能）

### (3) 研修時間

各分野、研修時間は15時間以上とする。

よって、副主任保育士、専門リーダーは60時間以上、職務分野別リーダーは15時間以上の受講が必要となる。

### (4) 免許状更新講習の取扱い

教育公務員特例法及び教育教員免許法の一部を改正する法律の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習のうち、都道府県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、それらを複数組み合わせることで1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことができる。

(5) 園内研修の取扱いについて

保育所及び地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）が企画・実施する園内における研修（以下「保育所等における園内研修」という。）については、保育所等における園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県がその内容及び研修時間について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、当該保育所等における園内研修の修了者について、**対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮される**ものとする。

ア 研修の講師が、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

イ 研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、(2)に定める研修分野が設定されているとともにその内容が(2)に沿ったものとなっていること。

ウ 研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること。

※大阪府においては、当分の間、保育士等キャリアアップ研修における園内研修の取扱いの実施は見送り。

(6) 受講歴の管理

研修に係る要件の必須化後は、**加算対象職員の発令の種類に応じて施設・事業所が作成した研修受講歴の一覧（別紙様式4）を本市に対し提出すること等により**、加算の対象職員が研修を修了していることを確認することを想定している。

**ただし、研修受講歴の一覧を本市に対し提出する場合は、原則、証拠書類の添付は不要であるが、必要に応じて本市が証拠書類の提出を求める場合があるため、園及び個人で適切に管理すること。**

(7) その他

研修の実施に当たって必要な事項は、ガイドラインに定めるとおりとする。

なお、ガイドライン5（3）のとおり、修了証については、修了した研修が実施された都道府県以外の都道府県においても効力を有するものであること。

### 3 幼稚園における要件

#### (1) 実施主体

研修実施主体は以下の者とする。

- ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）
- イ 幼稚園関係団体又は認定こども園関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者（令和3年度までに加算認定自治体が認定した団体を含む。）※

堺市が研修実施主体として認定した関係団体	
1	公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
2	日本カトリック幼保連盟（旧 日本カトリック幼児教育連盟）
3	特定非営利活動法人 さかい民間教育保育施設連盟
<p>(※) 以下の要件を満たしている場合、団体からの申請に基づき研修実施主体として認定する。申請にあたっては別紙様式2を用いること。</p> <p>①これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士に対し研修を実施してきた実績を有すること。</p> <p>②実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。</p> <p>③研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。</p>	

- ウ 大学等（大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。）
- エ その他都道府県が適当と認めた者
- オ 園内における研修を企画・実施する幼稚園又は認定こども園

#### (2) 修了すべき研修内容及び時間

職位・役職ごとに、下表に定める研修を修了すること。

研修分野	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの※1	60 時間以上	60 時間以上	15 時間以上
うちマネジメント分野の研修 ※2	15 時間以上必須	－ ※3	－ ※4
うち園内研修	15 時間以内可	15 時間以内可	4 時間以内可

※1 上記(1)に定める実施主体が実施する研修であること。

なお、認定こども園に勤務する加算対象職員であれば、担当する子どもの認定区分や幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況にかかわらず差異はないこと。

※2 マネジメント分野の研修とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。

※3 令和3年度までに修了していたマネジメント研修に限り対象。

※4 令和元年度までに修了していたマネジメント研修に限り対象。

なお、堺市が実施している以下の研修は研修受講要件に該当するものとする。

該当する研修名称	内容
保育士等キャリアアップ研修	詳細は下記（3）を参照すること。
あい・さかい・サポーター養成研修	障害児保育分野として認められる講座時間は以下のとおり。 ①基礎講座（1年目のみ）修了者（あい・さかい・サポーター認定者）18時間 ②基礎および応用講座（2年目まで）修了者（あい・さかい・サポートリーダー認定者）24時間
堺市就学前教育・保育施設研修会	令和元年度以降に実施した研修で、堺市が受講証明書を発行する研修に限る。

### （3）保育士等キャリアアップ研修の取扱い

下表で○となっているキャリアアップ研修は、研修時間に算入することができる。

なお、必ずしも各分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数をそのまま研修時間として算入することができる。

研修分野		中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
専門分野別研修	乳児保育	○	○	○
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
保護者支援・子育て支援				
マネジメント		必須	※1	※2
保育実践		※2	※2	※2

※1 令和3年度までに修了した研修のみ、専門分野別研修の一つとしてみなすことができる。（研修時間に算入可能）

※2 令和元年度までに修了した研修のみ、専門分野別研修の一つとしてみなすことができる。（研修時間に算入可能）

(4) 園内研修の取扱い

各園が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修」という。）を加算に係る研修と認めるに当たっては、幼稚園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか市が確認を行う。申請にあたっては別紙様式1を用いること。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると上記（1）ア、イ若しくはエが認める者又は（1）ウに所属する者を講師として行うものであること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

(5) 幼稚園免許更新講習等の取扱い

教育公務員特例法及び教育教員免許法の一部を改正する法律の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習及び免許用認定講習について、研修の対象とすることができる。

**ア 幼稚園免許更新講習**

**教育委員会から修了確認証明書が発行されている場合、30時間の研修を修了したものとみなすことができる。なお、教育委員会以外が実施している講習で、30時間以上の研修受講が確認できる場合は、修了証明書に記載されている時間を含めることができる。**

**イ 免許法認定講習（上位の免許状や他の種類の免許状を取得する場合の講習）**

大学等が発行する「学力に関する証明書」等で時間数が確認できる場合、当該時間数を含めることができる。

(6) 受講歴の管理

ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。

イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつつ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目した研修やテーマ別の研修、都道府県が適当と認めた者が行う研修、免許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修及び園内研修など、各加算対象職員が受講した多様な研修の修了状況を把握し、加算対象職員の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を別紙様式3により行うこと。

ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算の申請を行う施設から本市に対し別紙様式3を提出すること等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講していることを確認する予定である。原則、証拠書類の添付は不要であるが、必要に応じて本市が証拠書類の提出を求める場合があるため、園及び個人で適切に管理すること。



#### 4 認定こども園における要件

##### (1) 実施主体

研修実施主体は以下の者とする。

ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）

イ 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち都道府県が適当と認めた者（令和3年度までに加算認定自治体が認定した団体を含む。）（※）

堺市が研修実施主体として認定した関係団体	
1	公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
2	日本カトリック幼保連盟（旧 日本カトリック幼児教育連盟）
3	特定非営利活動法人 さかい民間教育保育施設連盟
<p>（※）以下の要件を満たしている場合、団体からの申請に基づき研修実施主体として認定する。申請にあたっては別紙様式2を用いること。</p> <p>①これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士等に対し研修を実施してきた実績を有すること。</p> <p>②実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。</p> <p>③研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。</p>	

ウ 大学等（大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。）

エ その他都道府県が適当と認めた者

オ 園内における研修を企画・実施する認定こども園又は幼稚園

##### (2) 修了すべき研修内容及び時間

職位・役職ごとに、下表に定める研修を修了すること。

研修分野	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの※1	60時間以上	60時間以上	15時間以上
うちマネジメント分野の研修 ※2	15時間以上必須	— ※3	— ※4
うち園内研修	15時間以内可	15時間以内可	4時間以内可

※1 上記(1)に定める実施主体が実施する研修であること。

なお、認定こども園に勤務する加算対象職員であれば、担当する子どもの認定区分や幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況にかかわらず差異はないこと。

※2 マネジメント分野の研修とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。

※3 令和3年度までに修了していたマネジメント研修に限り対象。

※4 令和元年度までに修了していたマネジメント研修に限り対象。

なお、堺市が実施している以下の研修は研修受講要件に該当するものとする。

該当する研修名称	内容
保育士等キャリアアップ研修	詳細は下記(3)を参照すること。
あい・さかい・サポーター養成研修	障害児保育分野として認められる講座時間は以下のとおり。 ①基礎講座(1年目のみ)修了者(あい・さかい・サポーター認定者) <b>18時間</b> ②基礎および応用講座(2年目まで)修了者(あい・さかい・サポーターリーダー認定者) <b>24時間</b>
堺市就学前教育・保育施設研修会	<u>令和元年度以降に実施した研修で、堺市が受講証明書を発行する研修に限る。</u>

### (3) 保育士等キャリアアップ研修の取扱い

下表で○となっているキャリアアップ研修は、研修時間に算入することができる。

なお、必ずしも各分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数をそのまま研修時間として算入することができる。

研修分野		中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
専門分野別研修	乳児保育	○	○	○
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須	※1	※2
保育実践		※2	※2	※2

※1 令和3年度までに修了した研修のみ、専門分野別研修の一つとしてみなすことができる。(研修時間に算入可能)

※2 令和元年度までに修了した研修のみ、専門分野別研修の一つとしてみなすことができ

る。(研修時間に算入可能)

(4) 園内研修の取扱い

園内研修を加算に係る研修と認めるに当たっては、認定こども園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか市が確認を行う。申請にあたっては別紙様式1を用いること。

ア 研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると上記(1)ア、イ若しくはエが認める者又は(1)ウに属する者を講師として行うものであること。

イ 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

ウ 研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

(5) 幼稚園免許更新講習等の取扱い

教育公務員特例法及び教育教員免許法の一部を改正する法律の一部施行(令和4年7月1日)より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習及び免許用認定講習について、研修の対象とすることができる。

**ア 幼稚園免許更新講習**

**教育委員会から修了確認証明書が発行されている場合、30時間の研修を修了したものとみなすことができる。なお、教育委員会以外が実施している講習で、30時間以上の研修受講が確認できる場合は、修了証明書に記載されている時間を含めることができる。**

イ 免許法認定講習(上位の免許状や他の種類の免許状を取得する場合の講習)

大学等が発行する「学力に関する証明書」等で時間数が確認できる場合、当該時間数を含めることができる。

(6) 受講歴の管理

ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。

イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつつ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目した研修やテーマ別の研修、都道府県が適当と認めた者が行う研修、免許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修及び園内研修など、各加算対象職員が受講した多様な研修の修了状況を把握し、加算対象職員の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を別紙様式3により行うこと。

ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算の申請を行う施設から本市に対し別紙様式3を提出すること等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講していることを確認する予定である。**原則、証拠書類の添付は不要であるが、必要に応じて本市が証拠書類の提出を求める場合があるため、園及び個人で適切に管理すること。**

## 5 研修修了要件の適用時期

### (1) 副主任保育士、中核リーダー及び専門リーダー

上記2から4に定める研修修了要件については、**令和8年度から適用**することとし、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修は以下のとおりとする。

	保育所、地域型保育事業所において修了すべき研修	幼稚園、認定こども園において修了すべき研修
令和5年度	1以上の研修分野	15時間以上の研修
令和6年度	2以上の研修分野	30時間以上の研修
令和7年度	3以上の研修分野	45時間以上の研修

※修了すべき研修内容については、上記2から4を参照すること。

### (2) 職務分野別リーダー及び若手リーダー

上記2から4に定める研修修了要件については、**令和6年度から適用**することとし、令和5年度までの間は研修修了要件を適用しない。

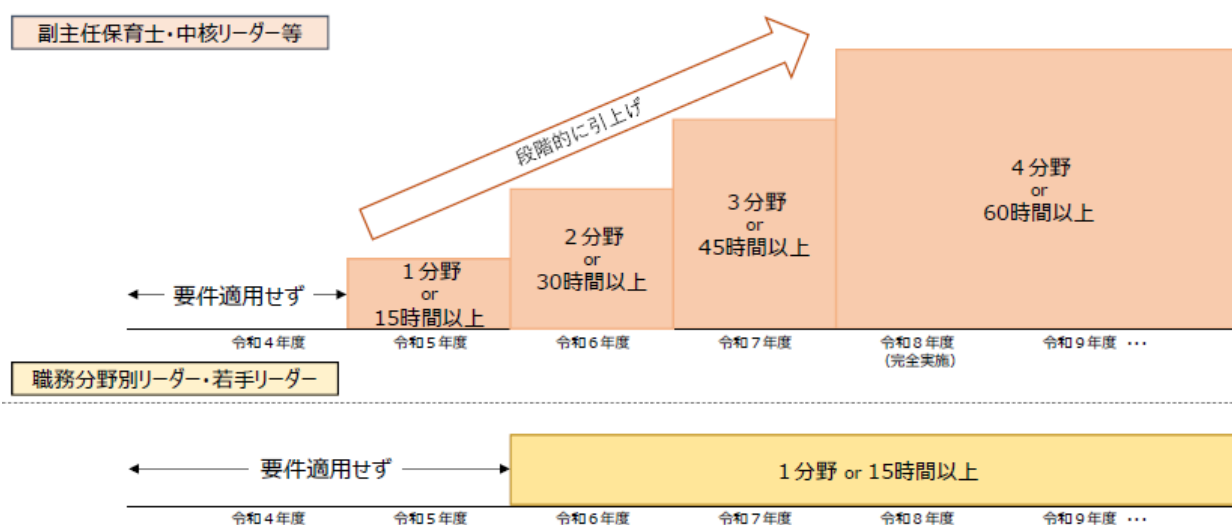
なお、A加算から配分を受け、月額5千円以上の賃金改善を行う職務分野別リーダー又は若手リーダーについても、令和6年度以降は、上記2から4に定める研修修了要件を満たす必要がある。

### (3) 研修修了要件の判断基準日

加算対象職員について、**賃金改善を受ける月の前月までに**定められた研修を修了する必要がある。

(例) 令和5年10月から副主任保育士として賃金改善を受ける職員の場合

⇒令和5年9月末までに、1分野又は15時間以上の研修を修了する必要がある。



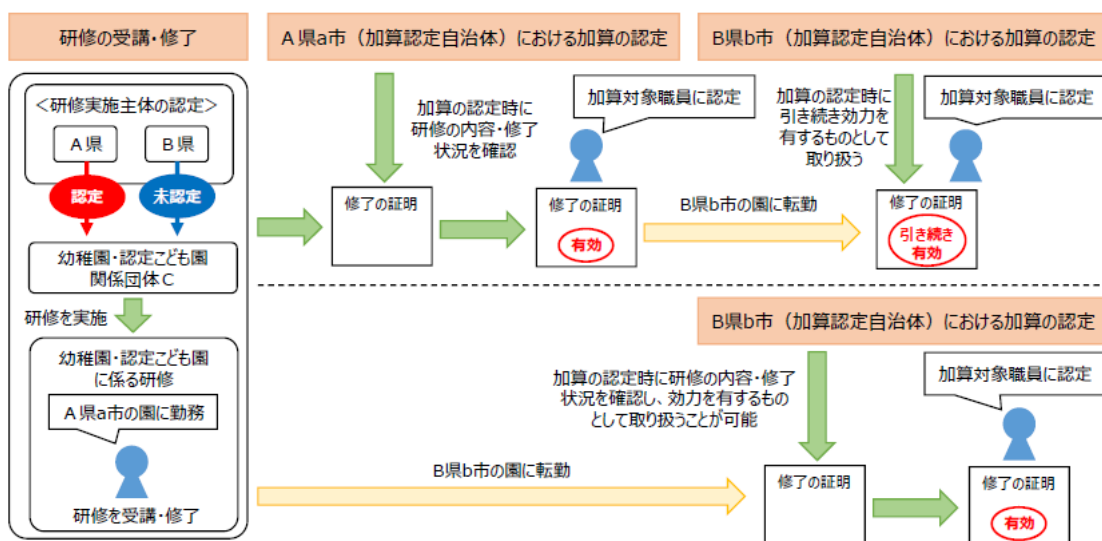
## 6 研修実施主体に係る経過措置

- (1) 令和4年度より、幼稚園・認定こども園関係団体等の研修実施主体としての認定に関する事務について、都道府県に一本化されることに伴い、令和3年度までに都道府県が研修実施主体として認定した主体については、令和4年度以降において都道府県以外の加算認定自治体も含む当該都道府県に所在する全ての幼稚園又は認定こども園の研修実施主体として認定されたものとして扱う。
- (2) 令和3年度までに都道府県以外の加算認定自治体が研修の実施主体として適当と認められた者については、令和4年度以降において、当該加算認定自治体が所在する都道府県から研修の実施主体として認められていない場合、引き続き、当該加算認定自治体に所在する幼稚園又は認定こども園の加算に係る研修の実施主体としてのみ認定されたものとして扱う。

## 7 他自治体における研修修了の証明の取扱い

幼稚園・認定こども園関係団体等の研修実施主体として都道府県又は加算認定自治体により認定された者が発行した研修修了の証明について、他の加算認定自治体における効力は以下のとおり。

- (1) 加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、他の加算認定自治体においても引き続き効力を有するものとして取り扱う。
- (2) 加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が、当該証明を発行した者を研修実施主体として認めていない都道府県又は当該都道府県の管内の加算認定自治体に提出された場合についても、加算に係る研修を修了したことを加算認定自治体において確認することにより、効力を有するものとして取り扱うことが可能。



8 幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、保育所又は地域型保育事業所に勤務することになり、上記2「保育所及び地域型保育事業所における要件」に定める研修を受講していない場合の取扱い

- (1) 幼稚園又は認定こども園において必要となる研修を、それぞれ必要な時間以上受講していることを確認できる場合、保育所又は地域型保育事業者において必要となる研修要件を満たすものとする。
- (2) 上記に当てはまる場合であっても、できるだけ速やかに保育所又は地域型保育事業者において必要となる研修を受講することが望ましいため、当該職員の研修受講計画を本市に提出することとする。